

全項目評価書の承認に係る審査基準及び標準処理期間について

1. 背景

- 「行政機関等」には情報連携を行う事業者（健康保険組合等）が含まれるため、委員会による全項目評価書の承認は、行政手続法上の「申請に対する処分」に該当すると考えられる。
- このため、行政手続法上の審査基準及び標準処理期間を定める必要性、定めるとすればその方法、内容について検討することが必要となる。

2. 審査基準

- 行政手続法第 5 条は次のとおり定め、原則として審査基準を定めることを義務付けている。

第 5 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

- ただし、事案ごとの裁量が大きい又は特殊な状況下における処分であり、あらかじめ審査基準を設定することが困難といった理由を挙げ、平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分のうち 31.2%が審査基準を定めていない（総務省「行政手続法の施行状況に関する調査結果」平成 22 年 12 月）。
- 以下、委員会による全項目評価書の承認に関して検討する。
- そもそも特定個人情報保護評価は諸外国における PIA に相当し、チェックするのみにとどまらず、評価実施機関が自ら積極的に評価するもの。網羅的・具体的な審査基準を示すことは、まさにチェックリストを提供するものであり、PIA としての制度趣旨にそぐわないとも考えられる。
- しかし、既に番号法第 27 条第 3 項は「評価書に記載された特定個人情

報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合」と、いわば包括的な審査基準を規定している。評価実施機関は委員会が何らかの方針を示すことを期待していると思われ、さらに第三者点検における点検基準に準用する観点からの地方公共団体等のニーズも見込まれる。

- そこで、審査の観点とその具体的な例を指針に記載することが考えられる。（記載案は別紙参照。）

3. 標準処理期間

- 行政手続法第6条は次のとおり定め、標準処理期間を定めることを努力義務としている。

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

- 努力義務にとどめられている理由は、申請ごとに事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難な場合があり得るためであり、実際こうした理由を挙げ、平成20年度及び21年度の2か年に新設された処分のうち58.5%が標準処理期間を定めていない（総務省「行政手続法の施行状況に関する調査結果」平成22年12月）。
- なお、標準処理期間の性格はあくまで「標準」すなわち目安であり、必ずしもその期間に審査を了する必要はない。
- 以下、委員会による全項目評価書の承認に関して検討する。
- 標準処理期間が示されていれば、評価実施機関が業務・システムの運用開始予定日から逆算して行うであろう特定個人情報保護評価の実施計画の策定に役立つことが期待される。
- しかし、特定個人情報保護評価の対象となる業務・システムの規模、複雑さには相当のばらつきが予想され、評価書ごとに審査の難易差が大きくなることが想定される。また、標準処理期間を示すことは、ぎりぎりのタイミングでの評価書の提出を誘発する恐れがあり、その場合、委員会によ

る審査を（厳格な期限ではないにせよ一定の圧力となることから）時間的に制約し、大規模、複雑な業務・システムに係る審査の質を低下させることが懸念される。特に、個人番号の利用開始（平成 28 年 1 月）に向けた時期は審査の集中が想定される一方で、立ち上げという重要な時期であり、慎重かつ内容の充実した審査が求められる。よって、当面は標準処理期間を定めずに対応することが望ましいとも考えられる。

- この点に関して、指針内閣官房案は「委員会は、全項目評価書が提出されてから合理的期間内に承認を行うものとし、委員会の承認の遅滞により、システムのリリース時期を延期させるなど、実務に不必要な負担を与えることがないよう十分配慮しなければならない。」と記載しているが、いわば当然の事を確認しているに過ぎず、実質的には何ら基準を示していないと言える。
- 以上より、当面は標準処理期間を定めず、解説に指針内閣官房案に基づく記載をし、将来、改めて検討することとしてはどうか。

（以上）

(別紙)

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認の前に、評価実施機関が本指針に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか、その内容が妥当と認められるかといった観点から審査を行う。

ア 本指針に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

(例)

- ・ しきい値判断に誤りはないか。
- ・ 適切な実施主体が実施しているか。
- ・ 非公表部分は適切な範囲か。
- ・ 適切な時期に実施又は再実施しているか。
- ・ 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を考慮して必要な見直しを行っているか。
- ・ 評価対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全て項目について検討し、記載しているか。

イ 特定個人情報保護評価書の内容は妥当と認められるか。

(例)

- ・ 記載された評価実施担当（部署名及び所属長名）は、評価対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことのできる者か。
- ・ 評価対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・ 特定個人情報を取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、評価対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の獲得という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の獲得という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。